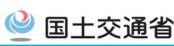
住宅・建築物の省エネ・省CO2施策と 支援事業の動向

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 住宅・建築物分野に係る 省エネ・省CO2政策の動向

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号、7月8日公布)

<施行予定日:規制措置は平成29年4月予定、誘導措置は平成28年4月1日>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景•必要性

- ○我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念 されている。
- 〇他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を 占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の<u>判定を受ける義務</u>
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300m²) ※特定建築物を除く

届出 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

<省エネ基準に適合しない場合>

必要に応じて所管行政庁が指示・命令

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 * 住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の 基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

<住宅トップランナー基準に適合しない場合>

一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣

が勧告・公表・命令

誘

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること 等について所管行政庁の認定を受けると、<mark>容積率</mark> の特例*を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の 床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

▶ その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)



2

省エネ基準適合率の推移

- ・ 大規模建築物(非住宅)については、これまでの規制強化により、省エネ基準適合率が約9割に達している。
- 住宅については、かつては20%未満であった省エネ基準適合率が、近年約3~5割で推移している。

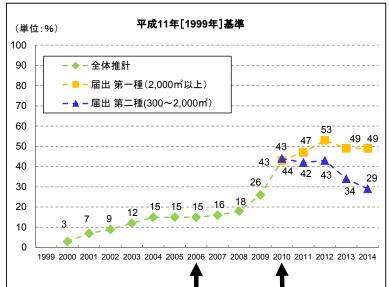
新築建築物(非住宅)における 省エネ判断基準適合率(推計値)※の推移

平成25年 [2013年] 平成11年[1999年]基準 (単位:%) 基進 100 85 87 85 83 85 ⁸⁸ 96 85 90 80 **A** 75 69 70 64 60 59 50 40 30 - 第一種(2,000㎡以上) 20 ▲ - 第二種(300~2.000㎡) 10 n 2014 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2003年4月より省 2010年4月より省 エネ措置の届出 エネ措置の届出対 を義務付け 象を拡大

※ 当該年度に建築確認された建築物のうち、省エネ判断基準(平

成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

新築住宅における 省エネ判断基準適合率(推計値)*の推移

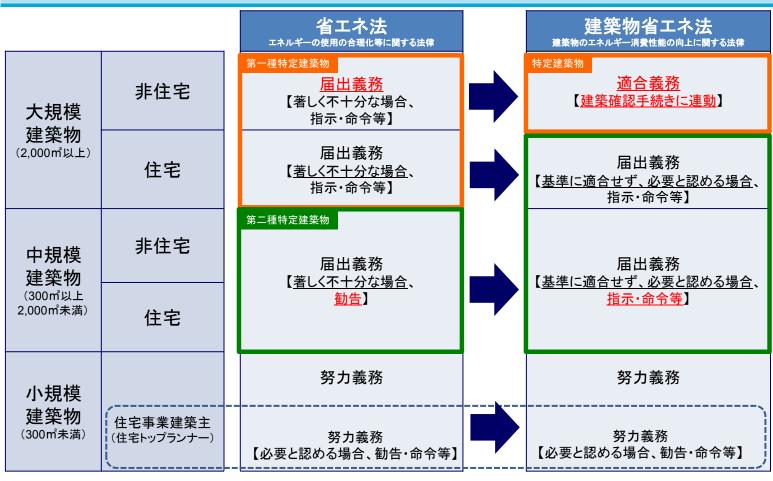


2006年4月より省 エネ措置の届出 を義務付け

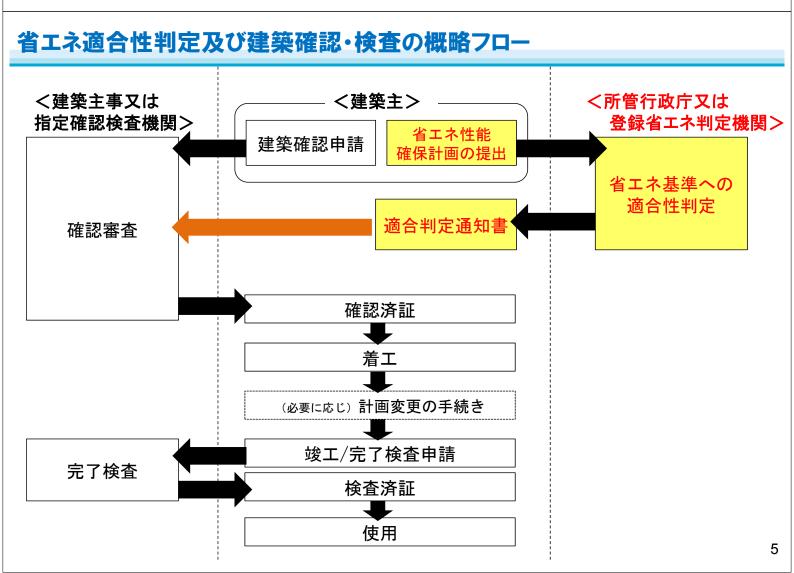
■ 2010年4月より省 エネ措置の届出対 象を拡大

※ 全体推計は住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値(戸数の割合)。 第1種、第2種は当該年度に届出された建築物のうち、省エネ判断基準 (平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

省エネ法と建築物省エネ法の比較概要(新築に係る措置)

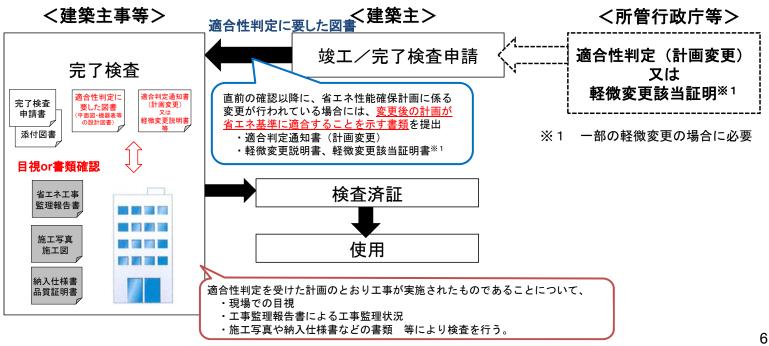


※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月末をもって廃止予定。 4



完了検査における実施事項

- O 建築主事等は、従前の完了検査に加え、<u>適合性判定を受けた計画のとおり工事が実施されたものであること</u>を、<u>目視や工事監理の状況報告、施工時の写真・納入仕様書などの書</u>類により検査する。
- 〇 省エネ性能確保計画に係る変更が行われている場合には、変更後の計画が省エネ基準に 適合することを示す書類が必要。

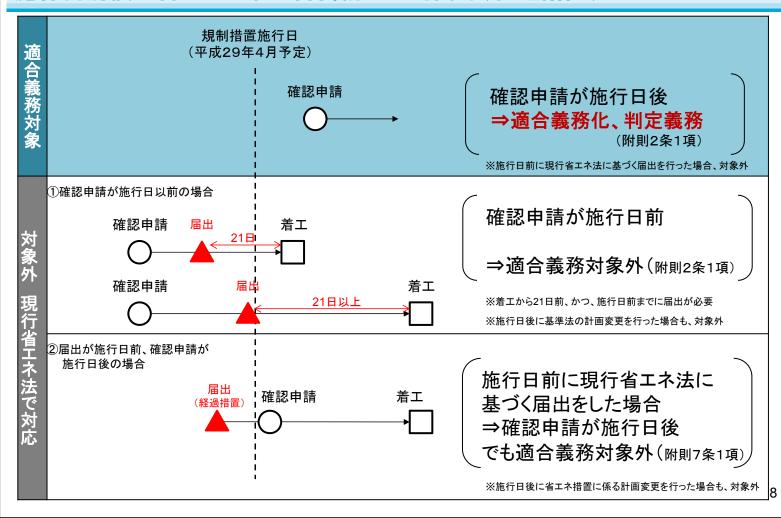


建築物省エネ法等の基準の施行・廃止等のスケジュール(予定)

			平成27年度			平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		4-6	7–9	10-12	1-3	4-6	7–9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
	エネルギー消費性能基準					表示				適合	義務	、届出	⅓∙指∶	示			
建築物 省エネ法	誘導基準					容積	率特·	例									
	住宅事業建築主基準						[_			報告	徴収	∙勧告	-		f 日 煙 íi	宣はH32	年度~
	平成25年判断基準	届出	•指示	等		改正				廃止				A 40		2101102	712
省エネ法	住宅事業建築主基準	報告	徴収	∙勧告	-					廃止							
低炭素法	低炭素認定基準	容積	率特	例		改正											
品確法	評価方法基準(新築)	表示				改正 ※形	式改正	E									
	評価方法基準(既存)					表示	,改正										

_

施行日前後の省エネ基準適合義務の適用関係(経過措置)



説明会・講習会スケジュール(予定)

	審査機関・行政庁 登録省エネ判定機関	登録省エネ評価機関	申請者					
	「建築物省エネジ	去の概要説明会」全国11か所	22回開催					
H28.7~8		登録説明会 (7/26東京、8/18大阪)						
H28.9~	判定員講習会・修了考査							
H28.10~	登録省エネ判定機関・ 事前登録							
H28.11.15 ~H29.2	, — <u>; · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	「建築物省エネ法の詳細説明会」 全国11か所17回開催予定						
H29.4	H29.4 規制措置(省エネ基準適合義務・届出等)施行(予定)							

2. 住宅・建築物の省エネ・省CO2 支援事業

10

住宅・建築物に関する主要な省エネ支援施策(H28年度予算等)

	住 宅	建築物
融資	【(独)住宅金融支援機構のフラット35S】 新築 改修 ○耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合、当初5年間の金利を▲0.3%引き下げ ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅といった特に優れた住宅を取得する場合は、当初10年間の金利を▲0.3%引き下げ	_
税	【所得税/登録免許税/不動産取得税/固定資産税】 〇一定の省エネ改修を行った住宅について、所得税・固定資産税の特例措置 改修 〇認定長期優良住宅について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置 新築 〇認定低炭素住宅について、所得税・登録免許税の特例措置 新築 は 関与税】新築 改修 〇省エネルギー性等に優れた住宅を取得等するための資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税限度額を500万円加算	【法人税/所得税】新築 改修 〇一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合は、 特別償却又は税額控除の特例措置を適用
補助	【サステナブル建築物等先導事業】新築	【サステナブル建築物等先導事業】新築

※1 長期優良住宅:長期にわたり良好な状態で使用できる耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性、省エネ性等を備えた良質な住宅として、認定を受けた住宅※2 低炭素住宅:高い省エネ性能等を備えたものして、認定を受けた住宅・建築物

平成28年度予算:10,946百万円

平成29年度概算要求額:13,142百万円

① サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型、木造先導型)

省エネ・省CO。や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康、災害時の継続 性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対する支援

【主な補助対象】 先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1/2

② 既存建築物省エネ化推進事業

エネルギー消費量が一定割合以上削減される建築物の省エネ改修及び併せて実施するバリアフリー改修に対する支 援及び一定規模以上の既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援

【主な補助対象】 省エネ改修工事に要する費用、バリアフリー改修工事に 要する費用(※1)、省エネ性能の診断・表示に要する費用、 効果の検証等に要する費用 等 ※1 省エネ改修工事と併せて実施する場合に限る

【補助率】 1/3(一部定額)

ディングプロジェクトの実施

限額とする。

【限度額】建築物:5,000万円/件

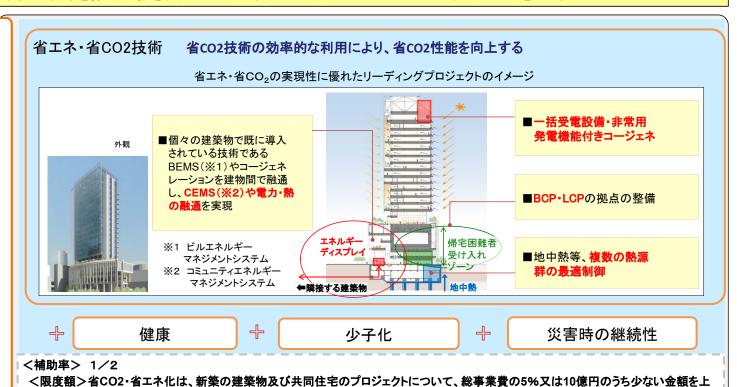
(省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は7,500万円/件)



サステナブル建築物等先導事業(省C02先導型)

平成28年度予算: 環境・ストック活用推進事業 10.946百万円の内数 平成29年度概算要求額: 環境・ストック活用推進事業 13,142百万円の内数

省エネ・省CO。技術による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広 く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。



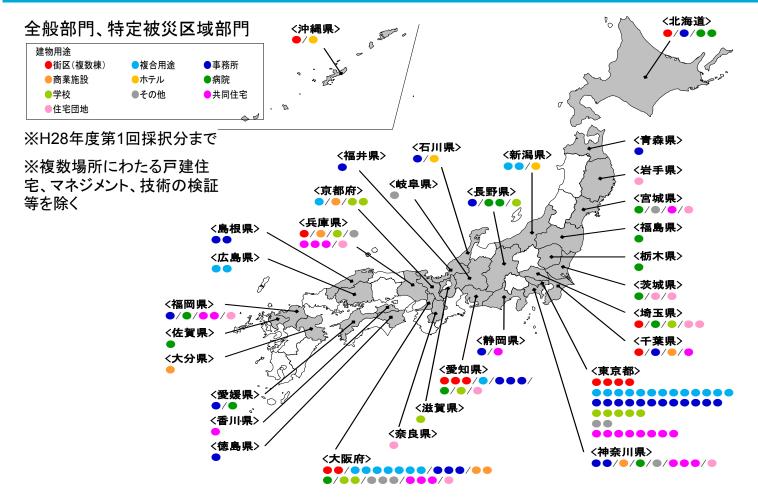
事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや意識啓発に寄与

過去の応募件数および採択件数(実績)

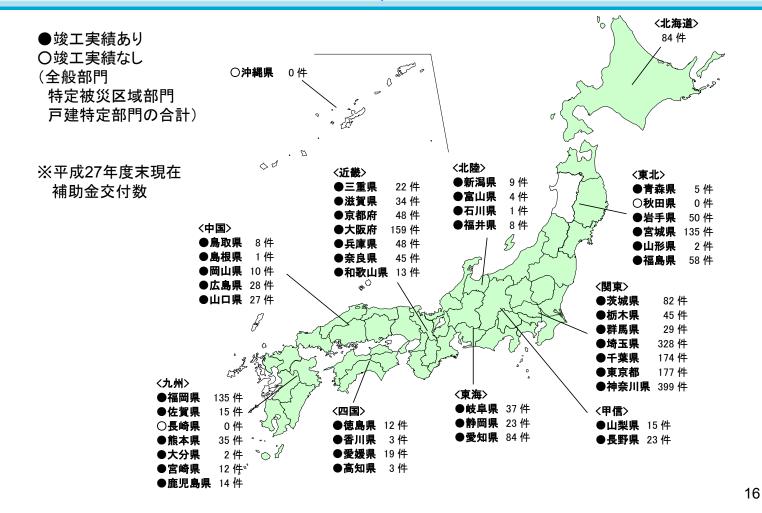
			H2	20	H2	21	H2	22		H23		H2	24	H2	25	H2	26	H2	27	H2	28	計
			1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	ĒΤ
	応募件数		120	35	46	52	49	42	39	35	29	60	32	25	17	11	17	18	19	8		654
	採択件数		10	10	16	20	14	14	13	12	21	15	10	11	10	7	10	9	12	6		220
	新築	建築物	4	5	8	9	8	8	5	6	2	8	4	6	3	4	4	3	8	2		97
		戸建住宅	4	3	0	5	0	3	3	3	19	5	1	4	3	0	1	1	1	2		58
採択		共同住宅	0	0	2	3	3	0	1	1	0	0	1	0	2	1	2	1	1	0		18
採択内訳		改修	1	1	4	1	2	1	2	0	0	1	2	1	1	1	2	1	0	1		22
	マ	ネジメント	1	1	1	0	1	1	1	2	0	0	2	0	1	1	1	3	1	1		18
	技	術の検証	0	0	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0		7

注)平成23年度第3回は東日本大震災の被災地を対象とした「特定被災区域部門」として実施

採択事業の立地場所(非住宅・共同住宅・住宅団地)



採択事業の地域分布(戸建住宅 2,465件)



平成28年度(第2回)募集要領の一部見直し

- 1. 先導性について評価するポイントを「普及性、波及性」にシフト これまで多数の先端的技術の事例が蓄積されてきており、それら 技術を普及・波及する段階となってきている

募集要領1ページより

※平成28年度(第2回)募集では、全国各地の省CO2への取り組みを加速するため、募集要領の内容を一部見直し、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト、普及途上にある省CO2技術を活用して省CO2推進の波及・普及に資するプロジェクト、中小規模建築物(非住宅)における省CO2推進の波及・普及に資するプロジェクト等についても積極的に支援します。

募集要領5ページより

住宅(一般部門)及び住宅(共同住宅、戸建住宅)では、全国各地への先導的な省CO2技術の普及を支援する観点から、これまでに採択事例が少ない地域におけるリーディングプロジェクトとなる提案、普及途上にある省CO2技術を活用することで波及・普及に資するリーディングプロジェクトも積極的に評価します。なお、これまでの採択事例で提案された各種の省CO2術や類似の省CO2技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から積極的に評価します。

平成28年度(第2回)募集要領の一部見直し

- 2. 中小規模建築部門の採択条件の見直し
 - 応募手続きを合理化し、応募者の負担を軽減するため、採択 条件の以下のように一部定量化する
 - ➡ 採択基準: CASBEE・Sランク相当、かつBELS5つ星で、バランスのよい省エネ・省CO2対策を実施するもの

募集要領1ページより

※平成28年度(第2回)募集では、全国各地の省CO₂への取り組みを加速するため、募集要領の内容を一部見直し、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト、普及途上にある省CO₂技術を活用して省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト、中小規模建築物(非住宅)における省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト等についても積極的に支援します。

募集要領5ページより

非住宅(中小規模建築物部門)では、普及途上にある省CO2技術等を広く普及するため、 総合的な建築物の環境性能及び省エネルギー性能について、一定の性能を有するものを波及、 普及に資するリーディングプロジェクトとして評価します。

18

平成28年度(第2回)募集要領の一部見直し

- 2. 中小規模建築部門の採択条件の見直し
 - 応募手続きを合理化し、応募者の負担を軽減するため、採択 条件の以下のように一部定量化する
 - → 採択基準: CASBEE・Sランク相当、かつBELS5つ星で、バランスのよい省エネ・省CO2対策を実施するもの

募集要領8ページより

- ○総合的な建築物の環境性能及び省エネルギー性能について、下記の全てを満足するもの を、省CO2の波及、普及に資するリーディングプロジェクトとして評価し、採択する。
 - ・ 総合的な建築物の環境性能について、CASBEEのSランク又は同等以上の性能 を有するもの
 - · 省エネルギー性能について、BELS 5つ星の性能を有するもの
 - ・ 総合的な建築物の環境性能及び省エネルギー性能については、第三者評価を取得するものであること
 - ・ <u>先導的な省CO2技術(普及途上の技術、これまでの採択事例で活用している技術及び類似技術でも可)をバランス良く導入</u>するもの

募集要領22ページより

※ 中小規模建築物部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審 査によって評価します。

〇メディアにおける優秀案件の紹介

- 各回の募集において、優秀な案件についてはメディアを活用し、 省エネ・省CO2のモデルプロジェクトとして積極的に発信する。
- 建築部門、住宅部門から各1件程度を選定する予定





日経アーキテクチュア2016. 9. 22号より

20

既存建築物省エネ化推進事業

平成28年度予算: 環境・ストック活用推進事業 10,946百万円の内数 平成29年度概算要求額: 環境・ストック活用推進事業 13,142百万円の内数

建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の 省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

【事業の要件】

- A以下の要件を満たす、建築物の改修工事
 - (1)躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
 - ②改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ③改修後に一定のを満たすこと
 - ④省エネ性能を表省エネ性能に関する基準示すること
- <u>B 300㎡以上の既存住宅・建築物における省工ネ性能の診断・表示</u> ※Bについては次々頁参照(別途公募中)。

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せて バリアフリー改修工事を行う場合に限る)
- 4)省エネ性能の表示に要する費用

【補助率・上限】

•補助率:1/3

定額(Bの事業で特に波及効果の高いもの)

※Bについては次々頁参照(別途公募中)。

-上限

<建築物>

- 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
- ※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用 として2,500万円を加算

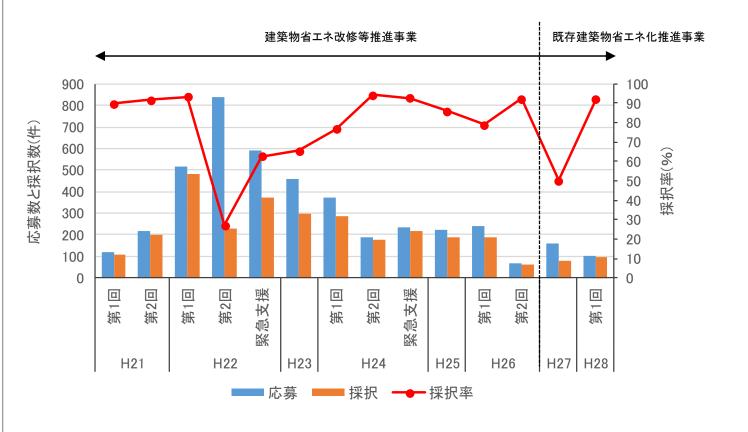
(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

<支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等(断熱) ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 〇 高効率設備への改修
- 空調、換気、給湯、照明 等
- 〇 バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等
- 〇 省エネ性能の表示



過去の応募件数および採択件数・採択率(実績)



省エネ性能の診断・表示に対する支援(既存建築物省エネ化推進事業)<H28新規>

平成28年度当初予算から、改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に 対する支援を行う。

【事業の要件】300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、 設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
- ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。 (基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- 建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用

(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等) 等

4 5 省エネ性能 BELS 表示の例

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)

(エントランス)

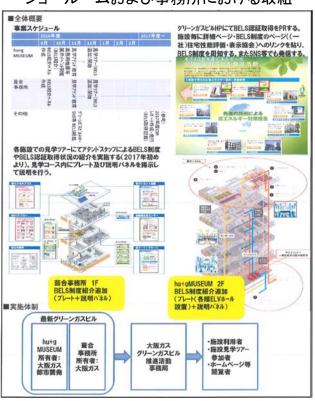
第1回採択案件(一覧)

	法人名	事業名
1	株式会社豊建	クラウン30ビル 省エネルギー性能診断事業
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス最新グリーンガスビルでのBELS認証・PR活動
3	一般社団法人 日本ガス協会	日本ガス協会ビル省エネルギー性能診断・表示事業
4	八紘興業 株式会社	八紘興業(株)本社ビル BELS 性能表示設置
5	大林新星和不動産株式会社	大林新星和不動産 省エネルギー性能表示事業(I)
6	日本生命保険相互会社	日本生命所有ビルにおけるBELS診断業務
7	東京ガス株式会社	東京ガス平沼ビル、アースビル立川における省エネルギー性能の 診断・表示
8	株式会社ライブ環境建築設計	minamityou HOUZ(ミナミチョウハウズ)

24

第1回採択案件(事例紹介)

ショールームおよび事務所における取組



事務所兼住宅における取組



第1回採択事例は、既存建築物省エネ化推進事業(省エネルギー性能の診断・表示に対する支援)HP(http://hyoka-jimu.jp/e-hyoji/index.html)において公開予定です。

現在、第2回の募集中(最終〆切は11月30日)です。

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化(住宅ストック循環支援事業)

その他の支援策

平成28年度補正予算案:250億円

- インスペクション・瑕疵保険を活用した若年層による既存住宅の取得の取組を支援することにより、良質な既存住宅の市場 流通を促進し、若者の住居費負担の軽減及び既存住宅流通市場の拡大を図る
- O また、耐震性が確保された省エネ改修や耐震性のない住宅等の一定の省エネ性能を有する住宅への建替えを支援することにより、耐震化率・省エネ適合率の向上等良質な住宅ストックの形成及びリフォーム市場の拡大を図る
- 次代を担う若者の住まいの確保や資産として次の世代に承継されていく新たな住宅循環システムの構築に資する取組に 重点化して投資

対象となる住宅等と支援内容

1. 良質な既存住宅流通

(1)要件

- 若者の自己居住用として取得する既存住宅について インスペクションを実施すること
- インスペクションで指摘された不具合をリフォームし、 既存住宅売買瑕疵保険に加入すること

(2)支援内容

(補助額)

- ① インスペクション 定額:5万円/戸
- ②エコリフォーム等 定額:2.のエコリフォーム等に同じ

(補助限度額)

- ①と②を合わせて、50万円/戸
 - ※ 併せて耐震改修する場合は65万円/戸

(補助対象者)

インスペクション等を実施する調査事業者等

制度スキーム



2. 住宅のエコ化

(1)要件

- ① エコリフォーム:自己居住用の住宅について、(2)①のエコリフォームを実施し、リフォーム後に耐震性が確保されていること
- ② 耐震性のない住宅等を除却し、自己居住用の住宅として、(2)② のエコ住宅に建替えること

(2)支援内容

(補助額)

- ① エコリフォーム等 定額
 - ※窓、外壁、屋根・天井等の断熱化や太陽熱利用システム、 高断熱浴槽等の設置等のリフォームの内容に応じて設定
- ② エコ住宅(a又はbに該当する住宅)への建替え 定額:30万円/戸 (長期優良住宅や更に省エネ性能の高い住宅は加算:10~20万円/戸)
 - a. トップランナー基準又は一次エネルギー基準等級5を満たす住宅
 - b. 断熱性等級4又は一次エネルギー基準等級4を満たす木造住宅

(補助限度額)

- ①エコリフォーム等 30万円/戸
- ※ 併せて耐震改修する場合は45万円/戸
- ② 建替え 50万円/戸

(補助対象者)

エコリフォーム等を実施する施工業者等

長期優良住宅化リフォーム推進事業

平成28年度予算:40億円 平成29年度概算要求額:45億円

既存住宅の長寿命化に資するリフォームの取組みに対して支援を行うとともに、子育てしやすい環境整備を図るため、三世代 同居の実現に資するリフォームに対する支援を行う。

事業概要

消費者の不安を解消するインスペクションや維持保全計画・履歴の作成の取組みを行うことを前提に、長寿命化に資する リフォームの先進的な取組み及び三世代同居を実現するキッチン・浴室・トイレ等の増設工事に対し支援を行う。

【補助率】1/3

【限度額】

長寿命化に資する工事を実施する場合:

100万円/戸 (認定長期優良住宅並みとする場合:200万円/戸)

・併せて、三世代同居改修工事を実施する場合:150万円/戸(

:250万円/戸)

※ 三世代同居改修工事費については50万円/戸を上限

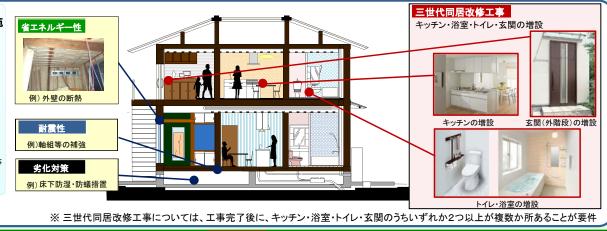
〇インスペクションの実施

〇維持保全計画・履歴の 作成

〇性能の向上

- 耐震性
- ・省エネルギー性
- 劣化対策
- ・維持管理・更新の容易性

〇三世代同居改修



効

〇 住宅ストックの質の向上、 長寿命化

〇 リフォーム市場の活性化と 既存住宅の流通促進

〇 三世代同居の推進

地域型住宅グリーン化事業

平成29年度概算要求額:130億円

の良質な建築物 1万円/平米(床面積)

平成28年度予算:110億円

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制に よる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援する。



•積算、施工方法

•その他、グループの取組

•維持管理方法



その他一定の措置(選択)

・ヒートアイランド対策等

·BEMSの導入 · 節水対策

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

平成28年度予算:7億円 平成29年度概算要求額:7億円

現状・課題

○平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、 「規制の必要性や程度、バランス等を十分 に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。」とさ れているところ。

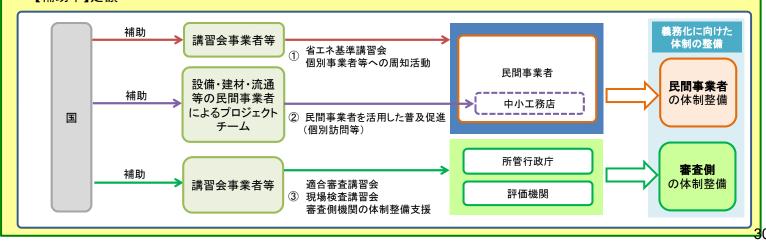
○このため、省エネルギー基準への適合の義務化が段階的に施行された際に、供給側及び審査側が滞りなく対応でき る環境整備を図る必要がある。

要求概要

住宅・建築物への省エネ基準の義務付けに向けて

- ①省エネ基準に関する講習会、個別事業者等への周知活動
- ②設備・建材・流通等に携わる民間事業者のネットワークを活用した普及促進
- ③省エネに関する審査体制の整備
- に対し、支援することで、供給側及び審査側に対し、徹底的な周知を行う。

【補助率】定額



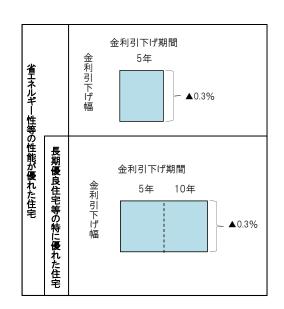
住宅金融支援機構のフラット35S

省エネルギー性や耐震性等に優れた住宅の供給促進のため、住宅ローン(フラット35S)の金利 引下げを行う制度。

<対象とする住宅>省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅

フラット35Sの金利引下げ措置の内容

- **省エネルギー性等の性能が優れた住宅**を取得する 場合は、<u>当初5年間</u>の金利を<u>0.3%引き下げ</u>る。
- 長期優良住宅等の特に優れた住宅を取得する場 合は、<u>当初10年間</u>の金利を<u>0.3%引き下げ</u>る。



省エネルギー性等の性能が優れた住宅

地球温暖化対策の推進 耐震化の推進

《省エネルギー性に

優れた住宅》

居住空間を断熱材で包み込むこ とにより、従来より高い水準の断 熱性を実現した住宅

○断熱等性能等級4または -次エネルギー消費量等

級4であること。)性能向上計画認定住宅

(既存) DESCRIPTION OF THE PERSON OF T

《耐震性に優れた住宅》

フラット35Sの金利引下げ措置の対象となる住宅の基準の概要

従来より強い地震力に対して倒 壊、崩壊等しない程度の性能が 確保された住宅(免震住宅を含

○耐震等級(構造躯体の 倒壊等防止)2以上又は 免需建築物であること。



バリアフリー化の推進

(パリアフリー性に

優れた住宅》

介助用車いす使用者が、移動、 入浴等の基本的な生活行為を 行うための措置が確保された住

○高齢者等配慮対策等 級3以上であること。



耐久性・可変性の推進

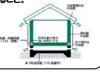
《耐久性・可変性に

優れた住宅》

※ 赤字部分が平成28年度当初予算拡充箇所

長期の安定した居住を可能とす る耐久性を有し、模様替え等の 容易性について適正な水準が確保された住宅

○劣化対策等級3、維持管 理対策等級2以上及び 定の更新対策 (更新対策 については共同住宅等に 限る。)のすべてに適合す ること。



也球温暖化対策の推進 耐震化の推進

○認定低炭素住宅

 \cap

○「エネルギーの仕様の合 理化に関する法律に基 づく「住宅事業建築主の 判断の基準」に適合する

-次エネルギー消費量等 級5であること

○性能向上計画認定住宅

○耐震等級(構造躯体の倒 壊等防止)3であること。

パリアフリー化の推進

○高齢者等配慮対策等級4 以上であること。(共同住 宅は共用部分のみ)

耐久性・可変性の推進

〇長期優良住宅(新築 増改築)であること。

(注)上記の他、既存住宅を対象とした省エネルギー性及びバリアフリー性の基準がある。

	一般住宅	認定長期優良住宅	認定低炭素住宅				
所得税 *1 (住宅ローン減税)	居住 控除対象 控除率 控除 最大 期間 控除額 H25.1 ~ 2000万円 H26.3 H26.4 ~ 4000万円 H31.6	居住 控除対象 控除率 控除 最大 期間 程除額 H25.1 ~ 3000万円 H26.3 H26.4 ~ H31.6	居住 控除対象 控除率 控除 最大期間 控除額 H25.1 2000万円 H26.3 1.0% 年間 1.0% 5000万円 H31.6				
所得税 *2 (投資型減税)		標準的な性能強化費用相当額 (H26.3までは上限500万円、H26.4からは上限650万円) の10%相当額を、その年の所得税額から控除 *3	※H26.4から適用 標準的な性能強化費用相当額(上限650 万円)の10%相当額を、その年の所得 税額から控除				
登録免許税	税率の軽減 ①保存登記 <u>1.5/1000</u> ②移転登記 <u>3.0/1000</u> ③抵当権設定登記 <u>1.0/1000</u>	税率の軽減 ①保存登記 1.0/1000 ②移転登記 戸建て 2.0/1000 マンション 1.0/1000 ③抵当権設定登記 一般住宅と同じ	税率の軽減 ①保存登記 1.0/1000 ②移転登記 1.0/1000 ③抵当権設定登記 一般住宅と同じ				
不動産取得税	課税標準から <u>1200万円</u> 控除	課税標準から <u>1300万円</u> 控除	一般住宅と同じ				
固定資産税	【一戸建て】 1〜3年目 1/2軽減 【マンション】 1〜 <u>5</u> 年目 1/2軽減	【一戸建て】 1~ <u>5</u> 年目 1/2軽減 【マンション】 1~ <u>7</u> 年目 1/2軽減	いずれも一般住宅と同じ				

- *1 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除(H26.3までは最高9.75万円、H26.4からは最高13.65万円)
- *2 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除
- *3 H26.4からは減税額の算定基礎となるm[®]単価(かかり増し費用)を引上げ
- (注) 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係る所得税の特例は、*1と*2の選択制 住宅取得の契約を税率引き上げ時(H26.4.1)の6ヶ月前(H25.9.30)までに締結し、H26.4.1以降に引渡しを受ける場合、 H26.4.1以降の新税率及び税制特例が適用される。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充(贈与税)

住宅取得環境が悪化する中、足下の住宅着工を下支えするとともに、消費税率10%引上げ後の反動減等に対応する観点から、住宅取 得等資金に係る贈与税の非課税措置等を延長・拡充し、住宅取得に係る負担の軽減及び住宅投資の喚起を図る。

- 1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、<u>適用期限を平成31年6月30日まで延長</u>するとともに、<u>以下のとおり拡充</u>。
- (1)非課税限度額を以下のとおり拡充。(平成27年1月1日以後の贈与により住宅を取得等した場合に適用)

\$T \$6. FT	消費税率10%	が適用される方	左記以外の方(※1)					
契約年	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)				
~平成27年			1,500万円	1,000万円				
平成28年 1月~28年9月			1,200万円	700万円				
平成28年10月~29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円				
平成29年10月~30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円				
平成30年10月~31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円				

- (※1)消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により中古住宅を取得した方。
- (※2)東日本大震災の被災者に適用される非課税限度額は以下のとおり。
 - ・平成28年10月~29年9月に契約を行い、かつ消費税率10%が適用される方:質の高い住宅;3,000万円、左記以外の住宅(一般);2,500万円
 - ・その他の期間に契約を行う方:質の高い住宅:1,500万円、左記以外の住宅(一般):1,000万円

また、床面積の上限要件(240㎡)は引き続き課さない。

(※3)平成28年9月以前に「左記以外の方」欄の非課税限度額の適用を受けた方は、再度「消費税率10%が適用される方」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

(拡充後)

(2)「質の高い住宅」の範囲を以下のとおり拡充。(下線部が変更点) (現行)

①省エネルギー性の高い住宅(省エネルギー対策等級4)

②耐震性の高い住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物)

①省エネルギー性の高い住宅(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上) ②耐震性の高い住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物) ③バリアフリー性の高い住宅(高齢者等配慮対策等級3以上) のいずれかの性能を満たす住宅

のいずれかの性能を満たす住宅

(3)本措置の適用対象となるリフォーム工事の範囲を拡充。

(現行の大規模増改築、耐震リフォーム等に加え、省エネ、バリアフリー、給排水管等のリフォームを追加)

2. 親の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長。

以上